

○財務省告示第五十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年二月二十八日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	三・二七トン
四	二一、九二二トン
五	一、三三〇トン

二〇	二四二トン
一九	六九二トン
一八	一三、八五〇トン
一七	八四、六一〇トン
一六	一二、〇一七トン
一五	一、四〇三トン
一四の二	四三一、九七二トン
一四	一、一二五、三五六トン
一三	四、四四三、〇〇五トン
一二	五七、八九三トン
一一	三、四一〇トン
一〇	四、九一一トン
九	三五、七〇四トン
八	一・一三トン
七	一三・一九トン
六	一〇トン

二九		六四一トン
二八		八トン
二七		八、九九七トン
二六		三、八〇五トン
二五		〇トン
二四		一九トン
二三		四、一〇四トン
二三		四四一トン
二二		二三、九六一トン